

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年2月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200604号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200117号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における標準賞与額を、平成24年12月17日は35万円、平成26年12月20日は34万3,000円、平成27年12月20日及び平成28年12月16日はそれぞれ35万円に訂正することが必要である。

平成24年12月17日、平成26年12月20日、平成27年12月20日及び平成28年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年12月17日、平成26年12月20日、平成27年12月20日及び平成28年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成26年12月20日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成26年12月20日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額34万3,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月17日
② 平成26年12月20日
③ 平成27年12月20日
④ 平成28年12月16日

A事業所に勤務した期間のうち、請求期間①から④までに係る賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、請求者から提出された賞与支給明細書及びA事業所の社会

保険を担当していた者から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賞与支給明細書等」という。）により、請求者は、当該期間に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 35 万円、請求期間②は 34 万 3,000 円、請求期間③及び④はそれぞれ 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は既に亡くなっている上、同事業所は令和元年*月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、賞与支給明細書等により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額より高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる賞与額から、35 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 34 万 3,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。